

神奈川県立図書館条例

昭和33年10月6日
条例第32号

改正	昭和34年7月7日条例第32号	昭和36年7月5日条例第31号
	昭和37年7月17日条例第35号	昭和47年3月31日条例第7号
	昭和47年3月31日条例第41号	昭和47年10月21日条例第64号
	昭和60年3月30日条例第6号	平成5年10月19日条例第34号
	平成7年3月14日条例第3号	平成13年3月27日条例第14号
	平成29年12月28日条例第90号	

神奈川県立図書館条例をここに公布する。

神奈川県立図書館条例

(図書館の設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、次の県立図書館を設置する。

名称	位置	目的
神奈川県立図書館	横浜市西区紅葉ヶ丘9番地の2	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。
神奈川県立川崎図書館	川崎市高津区坂戸3丁目2番1号	自然科学及び工業に関する図書並びに一般図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。

一部改正〔昭和47年条例7号・41号・64号・平成29年90号〕

(教育委員会規則への委任)

第2条 別に条例で定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔昭和34年条例32号・47年41号・平成7年3号・13年14号〕

附 則

- この条例は、昭和33年11月1日から施行する。
- 神奈川県立図書館条例(昭和29年神奈川県条例第49号)は、廃止する。

附 則(昭和34年7月7日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月30日から適用する。

附 則(昭和36年7月5日条例第31号)

- この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。
- 改正前の神奈川県立図書館条例の規定に基づいて、昭和36年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の神奈川県立図書館条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和37年7月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定中神奈川県立文化資料館に関する部分は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内で神奈川県教育委員会規則で定める日から施行する。

（昭和47年8月1日教育委員会規則第14号で、同47年8月1日から施行）

附 則（昭和47年10月21日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第6号抄）

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月19日条例第34号）

この条例は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成7年3月14日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第14号抄）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日条例第90号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。